



6月3日(水) 有田警察署 午前10時~正午  
桜ヶ丘病院駐車場 午後1時30分~4時

6月10日(水) オークワ箕島店 午前10時~11時45分・午後1時~4時30分

**市庁舎関係 連絡先**

有田市役所	83-1111	有田市図書館	82-3220	保田公民館	82-3168
有田市消防本部	83-0119	初島公民館	82-4159	宮原公民館	88-5524
有田市立病院	82-2151	港町公民館	82-5957	糸我公民館	88-5500
有田市水道事務所	83-2141	箕島公民館	82-2276	中央地区公民館	82-1093
有田市文化福祉センター	82-3221	宮崎公民館	83-3955		

段階	対象者	割合	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している方	基準額×0.45	31,320円
	老齢福祉年金を受給している方		
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.75	52,200円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方		
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	52,200円
第4段階	本人市民税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	62,640円
第5段階	本人市民税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	69,600円
第6段階	市民税課税世帯 合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	83,520円
第7段階	市民税本人課税 合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.30	90,480円
第8段階	市民税本人課税 合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.50	104,400円
第9段階	市民税本人課税 合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.70	118,320円

**65歳以上の方の介護保険料が変わります**

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、3年に一度見直すもので、平成27年度から29年度までの介護保険料を改定しました。

今回の改定は、要介護(要支援)認定者の増加に伴う介護保険サービスの増加や、第1号被保険者の負担割合変更などが影響していますが、介護給付費準備基金の取り崩しにより保険料上昇を抑制しています。

なお、第1号被保険者の皆様には、7月中旬に介護保険料納入通知書を送付させていただきます。

問 高齢介護課(内線2881)

**コンポスト(生ごみ処理容器)貸与制度**

家庭用コンポスト(生ごみ処理容器)を利用して、家庭から出る生ごみの減量、たい肥としての再資源化を図るため今年度も無償で貸与します。

また、1年間貸与条件を履行した方には譲与します。

申込/6月10日(水) 10時~12時

対象者/①市内在住の方②2m四方の土壌の土地をお持ちの方③市税を滞納していない方

貸与期間/1年間

数量/20個 ※1世帯につき1個



**平成27年度 第十回特別弔慰金の請求受付開始**

このたび、第189回国会で成立した「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)が支給されることになりました。

支給対象者/「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順位による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の(一)父母 (二)孫 (三)兄弟姉妹

**6月23日~29日 男女共同参画週間**

「地域力×女性力=無限大の未来」(平成27年度内閣府キャッチフレーズ)

6月22日~6月28日は全国一斉「子どもの人権110番」強化週間です!

相談内容/子供に関する人権なんでも相談

受付日時/6月22日(月)~26日(金) 午前8時30分~午後7時  
6月27日(土)~28日(日) 午前10時~午後5時

TEL0120-1007-110 (全国共通・無料)

**後期高齢者医療保険1日ドック助成制度のご案内(人間ドック・脳ドック)**

検診名	受診機関	自己負担額	定員
人間ドック	有田市立病院	7,400円	5名
	桜ヶ丘病院	6,370円	
脳ドック	国保日高総合病院	8,430円	5名

※脳外科で診療を受けている方、体内にペースメーカーや金属を入れている方は脳ドックの受診はできません。

受診期間/7月~平成28年2月

助成対象/後期高齢者保険に加入している方で、有田市に住居登録がある方。

- 後期高齢者医療保険料の滞納がない方。
- 今年度に有田市から1日ドック助成制度による検診を受けていない方。
- 今年度に特定健診及び和歌山県後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を受診していない方。

必要なもの/保険証・印鑑

受付/7月1日(水)~

申・問 健康課(内線259・257)

**あなたの健康づくりのために! 集団健診を受けましょう!**

実施日	健診場所	申込締切日
7月1日(水)	糸我公民館	6月17日(水)
7月10日(金)	山地コミュニティセンター	6月25日(木)
7月28日(火)	福祉館なごみ	7月15日(水)

受付時間/午前8時~9時

※すべて無料です。

※事前に予約が必要です。電話にてお申込みください。

**<特定健診>**

対象者/40~74歳の国保加入者(受診券が必要)

内容/問診・診察・身体測定・血圧測定  
尿検査・心電図・血液検査

**<がん検診>**

対象者/満40歳以上の有田市民

検診種別/胃がん・大腸がん  
胸部・乳がん  
肝炎ウイルス

問 健康課(内線343)  
保健センター TEL82-3223



**国民年金について**

■年金が改定されます

国民年金の年金額は、平成27年度は、0.9%引き上げとなります。

4月から新しい年金額となりますので6月の支給(4月分・5月分)から改定されます。基礎年金額の改定は次のとおりです。

- ◎老齢基礎年金(満額支給の場合)、遺族基礎年金、障害基礎年金2級  
平成27年4月から780,100円  
(3月まで772,800円)
- ◎障害基礎年金1級  
平成27年4月から975,100円  
(3月まで966,000円)

■年金を受給されている方が死亡されたとき

未支給年金の請求について

年金は死亡した月分まで支払われます。死亡した方に支払われるべき年金があるとき、生計を同じくしていた遺族の方に支払われるようになります。

添付書類等

- ①年金証書
- ②死亡の場合添付できない理由書
- ③死亡の事実を明らかにできる書類(請求者の住民票・戸籍謄本(抄本))
- ④その他 認め印・請求者の預金通帳(現物)
- ⑤世帯が別の時は生計同一証明

■死亡一時金について

国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある被保険者が、老齢・障害基礎年金のいずれ

も受けないまま死亡したとき、死亡者と生計を同一にしていた遺族に支給されます。

ただし、その方の死亡により遺族基礎年金を受けられる遺族がいる場合には支給されません。

死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて決まっています。(12万円~32万円)なお、付加保険料を納めた期間が36月以上ある場合は、さらに8,500円が加算されます。

※死亡から2年経過すると、請求が時効になりますのでご注意ください。

問 和歌山西年金事務所  
TEL(073)447-1688  
健康課(内線516)

**労働保険料の申告・納付手続**

平成27年度の労働保険料の申告・納付手続は、6月1日(月)~7月10日(金)までの間に行ってください。

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、年度当初に概算で申告・納付し、翌年度当初に確定申告の上、精算することとなっています。

年度更新用の申告書は、事業場あてに郵送されます。提出は、最寄りの集合受付会場、各労働基準監督署、和歌山労働局総務部労働保険徴収室の窓口(郵送可)又は銀行等の金融機関、郵便局の窓口で行う同時納付や電子申請をご利用ください。

問 和歌山労働局総務部  
TEL073-4488-1102